

スタートアップ等新技術検証事業費補助金交付要綱

令和 8 年 7 月 14 日
商工観光労働部企業振興課

(趣旨)

第 1 条 県は、中小企業の成長促進を目的に、革新的な技術により成長を目指すスタートアップ企業が行う大手企業等と連携した自社の新技術の検証を支援するため、予算で定めるところにより、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県内の事業所において、大手企業その他の事業者等（以下「連携先」という。）と連携して自社の新技術の検証に取り組もうとする事業者であること。
- (2) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項及び第 5 項に定める中小企業者若しくは小規模企業者、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を実施する農事組合法人（中小企業基本法第 2 条第 1 項第 1 号に定める範囲の者に限る。）であること。ただし、以下のアからウまでのいずれかに該当する者は、実質的に大企業である者とみなして対象から除く。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に規定する投資事業有限責任組合は除く。以下同じ。）が所有している中小企業等
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業等
 - ウ 大企業の役員又は社員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業等
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (5) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

（申請書に添付すべき書類）

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- （1） 法人登記簿謄本又は住民票
- （2） 定款、寄附行為又は個人事業の開廃業等届出書控の写し等
- （3） 直近2期分の決算関係書類（写しでも可。）
- （4） 第2条第3号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- （5） 第2条第4号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- （6） 第2条第5号に係る誓約書（別記様式第4号）
- （7） その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1） この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。以下同じ。）が完了した日の属する年度の終了後10年間保存しておくこと。
- （2） 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- （3） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- （4） その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 交付決定金額の20パーセント以内の減額
- （2） 収支予算書の経費区分ごとの補助対象経費における20パーセント以内の変更

(3) 実施時期の変更など補助事業の目的達成に支障のない事業内容の変更

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 規則第10条第2項第1号に該当する場合 補助事業変更承認申請書（別記様式第5号）
- (2) 規則第10条第2項第2号に該当する場合 補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の2月28日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第7号）
 - (2) 収支決算書（別記様式第8号）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（別記様式第9号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限及び収入の納付)

第12条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号の規定により知事が定める財産の種類は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械装置又は工具器具とする。

- 2 補助事業者は、前項の財産を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第10号）を知事に提出し、規則第21条第1項の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の一部を県に納付させることがある。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、スタートアップ等新技术検証事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月14日から施行し、令和8年度の予算に係るスタートアップ等新技术検証事業費補助金から適用する。

別表（第3条関係）

	対象経費	補助限度額	補助率
自社の新技術により成長を目指すスタートアップ企業	1 謝金 （1）連携先謝金 連携先による技術実証及び技術指導に対する謝金 （2）専門家謝金 外部の有識者による技術指導に対する謝金 2 旅費 （1）連携先等旅費 連携先による技術実証及び技術指導に要する、連携先及び補助事業者の旅費 （2）専門家旅費 外部の有識者による技術指導に要する旅費 3 物品費 （1）設備備品費 本事業の実施に必要な機械装置、工具器具の購入、製作、改良又はその据付、修繕等に要する経費 （2）消耗品費 本事業の実施に必要な原材料、部品、消耗品等の購入に要する経費 4 委託料・実証連携費 （1）原材料等の加工、設計、分析、試験、調査等を連携先（連携先の機器を使って補助事業者が自ら行う場合を含む。）で行う場合に連携先への支払に要する経費 （2）原材料等の加工、設計、分析、試験、調査等を外部（委託先の機器を使って自ら行う場合を含む。）で行う場合に委託先への支払に要する経費 ※ 委託料・実証連携費の補助対象となる上限は、補助対象経費総額の2分の1を超えない額までとする。 5 その他 （1）通信運搬費 （2）光熱水費 （3）その他（諸経費） ア マーケティング調査費 イ 使用料及び賃借料 ウ その他知事が特に必要と認める経費	200 万円	2／3 以内

※ 算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別記

様式第 1 号（第 5 条関係）

事業計画書

1 事業のテーマ

テーマ名

2 事業実施期間

開始時期 年 月 日 ～ 終了時期 年 月 日

3 実施計画

（1）実証事業の目的・概要

（2）実証事業の具体的な内容

（3）実証事業の新規性

（4）実証事業における自社のノウハウやコア技術等

（5）実証事業により得られる効果、成果目標、仮説等

※可能な限り数値的な効果を記載してください。

(6) 社会実装に向けて障壁となる規制や想定されるリスク

--

(7) 実施体制

概要（各構成機関の役割、利用する連携先の技術シーズ、連携の必要性、連携の内容等を記載すること）

連 携 事 業 者 等	名称	所属・職名	氏名	役割・担当

(8) スケジュール

サブテーマ名 (実施地)	年									年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

4 事業終了後の事業化計画

(計画の内容、目標時期、スケジュール、実施体制など)

--

収支予算書

1 収 入 (単位:円)

収入区分	収入細区分	収入額
補助金		
その他		
計		0

2 支 出 (単位:円)

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	負担区分		備考
			補助事業者	交付申請額	
謝金					
旅費					
物品費					
委託料・実証連携費					
その他					
計	0	0	0	0	

注1)「補助対象経費」及び「負担区分」欄は、税抜きの金額を記入すること。

注2)支出の積算内訳は別紙「支出内訳書」に記入すること。

様式第2号(別紙)

支出内訳書

事業者名() (単位:円)

経費区分		内容	単位	数量	単価	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	補助金交付 申請額	備考	
大区分	小区分									
謝金										
小計										
旅費										
小計										
物品費	設備 備品 費									
	計									
	消耗 品費									
	計									
	小計									
	委託料・ 実証連携費	連携 先								
計										
連携先 以外										
計										
小計										
その他		通信 運搬 費								
	計									
	光熱 水費									
	計									
	諸 経 費									
	計									
	小計									
合計										

文 書 番 号
年 月 日

住 所
名 称
代表者氏名

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

□ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

（1）特別徴収実施確認

□ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

（2）特別徴収義務がない

□ 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

（3）開始誓約

□ 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市(町・村)確認印

様式第 4 号（第 5 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

誓 約 書

私は、 年度スタートアップ等新技術検証事業費補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

□ 自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度スタートアップ等新技术検証事業費補助金に係る補助事業変更承認申請書

年 月 日付け ー で交付決定のあった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更したいので、スタートアップ等新技术検証事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び負担区分別紙のとおり

様式第5号(別紙1)

(単位:円)

経費区分	補助事業に要する経費		補助対象経費		負担区分				備考
					補助事業者		交付申請額		
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
謝金									
旅費									
物品費									
委託料・実証連携費									
その他									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1)「補助対象経費」及び「負担区分」欄は、税抜きの金額を記入すること。

注2)積算内訳は別紙2「支出内訳書」に記入すること。

様式第5号(別紙2)

支出内訳書

事業者名() (単位:円)

経費区分		内容	単位	数量	単価	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	補助金交付 申請額	備考	
大区分	小区分									
謝金										
小計										
旅費										
小計										
物品費	設備 備品 費									
	計									
	消耗 品費									
	計									
	小計									
	委託料・ 実証連携費	連携 先								
計										
連携先 以外										
計										
小計										
その他		通信 運搬 費								
	計									
	光熱 水費									
	計									
	諸 経 費									
	計									
	小計									
合計										

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度スタートアップ等新技术検証事業費補助金に係る補助事業中止(廃止)承認
申請書

年 月 日付け ー で交付決定のあった標記補助事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、スタートアップ等新技术検証事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）する理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

事業実績書

1 事業のテーマ

テーマ名

2 事業実施期間

開始 年 月 日 ～ 終了 年 月 日

3 実施体制

連携事業者等	名称	所属・職名	氏名	役割・担当

4 実施日程

サブテーマ名 (実施地)	年									年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

5 事業の実績

サブテーマごとの実績詳細（図面、図表又は写真等も含めて詳細に記載すること。）
--

6 事業終了後の事業化計画

時期、課題、今後の事業展開の方向性、スケジュール、実施体制など

収支決算書

1 収 入 (単位:円)

収入区分	収入細区分	収入額
補助金		
その他		
計		0

2 支 出 (単位:円)

経費区分	補助事業に 要した経費	補助対象経費	負担区分		備考
			補助事業者	交付申請額	
謝金					
旅費					
物品費					
委託料・実証連携費					
その他					
計	0	0	0	0	

注1)「補助対象経費」及び「負担区分」欄は、税抜きの金額を記入すること。

注2) 支出の積算内訳は別紙「支出内訳書」に記入すること。

様式第8号(別紙)

支出内訳書

事業者名() (単位:円)

経費区分		内容	単位	数量	単価	補助事業に 要した経費	補助対象 経費	補助金交付 申請額	備考
大区分	小区分								
謝金									
小計									
旅費									
小計									
物品費	設備 備品 費								
	計								
	消耗 品費								
	計								
小計									
委託料・ 実証連携費	連携 先								
	計								
	連携先 以外								
	計								
小計									
その他	通信 運搬 費								
	計								
	光熱 水費								
	計								
	諸 経 費								
計									
小計									
合計									

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け ー により交付決定通知のあったスタートアップ等新技术検証
事業費補助金についてスタートアップ等新技术検証事業費補助金交付要綱第11条第 3 項の規定に基づ
き、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け ー による確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度スタートアップ等新技术検証事業費補助金に係る補助事業財産処分承認申
請書

年 月 日付け ー をもって交付決定のあった標記補助事業について、当該補
助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、スタートアップ等新技术検証事業費補助
金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、申請します。

記

1 処分しようとする財産

財産名	規格	数量	取得価格 時価	取得年月日	保管場所

2 処分の理由

3 処分の方法及び時期